

■お支払いする主な保険金の概要

補償項目	お支払いする保険金の概要
<p>基本補償</p> <p> 対人賠償保険</p> <hr/> <p> 対物賠償保険</p> <hr/> <p> 無保険車傷害特約</p> <hr/> <p> 人身傷害保険※ 【車内のみ補償タイプ】</p>	<p>ご契約のお車による自動車事故により、歩行者や他のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険などの補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。また、お客さまがご加入されている自賠責保険から支払われる保険金は、当社が一括してお支払手続きを行うことができます。</p> <hr/> <p>ご契約のお車による自動車事故により、他人のお車や建物など、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。</p> <hr/> <p>保険を付けていない車との事故などで死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償を受けられない場合に被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <hr/> <p>ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷したことにより被る損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※2018年1月1日始期以降補償開始契約から基本補償となります。</p>
<p>えらべる補償</p> <p> 人身傷害保険 【車内・車外ともに補償タイプ】</p> <hr/> <p> 搭乗者傷害特約</p> <hr/> <p> 車両保険</p> <hr/> <p> 事故時代車費用特約</p> <hr/> <p> ロードアシスタンス特約</p> <hr/> <p> 弁護士費用特約</p> <hr/> <p> 車両身の回り品補償</p>	<p>車内のみ補償タイプの補償内容に加え、記名被保険者およびそのご家族がご契約のお車以外の他の自動車(二輪自動車、原動機付自転車を含みます。)に搭乗中や歩行中などに自動車事故で死傷したことにより被る損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※2017年12月31日以前補償開始契約は車内のみ補償タイプ、車外ともに補償タイプのいずれもえらべる補償となります。</p> <hr/> <p>ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷され、事故の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合に定額で保険金をお支払いします。 【死亡・後遺障害・入通院一時金補償型】 ①死亡した場合、②後遺障害を被った場合、③入院・通院した場合 【入通院一時金補償型】 入院・通院した場合</p> <hr/> <p>衝突、接触などの偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、ご契約の条件により事故の補償範囲が異なります。</p> <hr/> <p>ご契約の車両保険で補償対象となる事故によりご契約のお車が損害を被り、代替交通手段として当社の指定するレンタカー業者のレンタカーを借り入れた場合、1日あたりの支払限度日額を上限として借り入れ費用の実費(代車費用)をお支払いします。</p> <hr/> <p>ご契約のお車が事故、故障などで走行不能となった場合に要した応急処置費用、運搬費用などに対して保険金をお支払いします。</p> <hr/> <p>被保険者が自動車に関わる人身被害事故や物損被害事故に遭った場合で、相手方に対して損害賠償請求を行うときなどに負担する弁護士費用等や法律相談・書類作成費用に対して保険金をお支払いします。</p> <hr/> <p>盗難や偶然な事故などによりご契約のお車に損害が生じ、その直接の結果としてお車の車室内やトランク内などに積載中の動産に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。 ※車上荒らしは補償の対象となりません。</p>

上記項目は主な補償項目の概要を一部説明させて頂いたものでございます。お客さまのご契約内容、事故状況により、請求可能な保険種目は異なります。ご不明な点につきましては、当社事故担当者までご照会ください。

■ 事故解決までの流れと当社の対応



(注)ここに記載されているものはあくまでも一般的な流れでございます。具体的な内容につきましては当社事故担当者までご照会ください。

途中経過のご案内

当社の対応状況(示談交渉の進捗状況、相手方の症状・回復見込み等)につきましては、適宜お客さまへご案内いたします。また、マイページからも進捗状況を確認することができます。詳しくはP.4をご覧ください。

■ 保険を使用した場合の留意点

等級制度について

自動車保険は、前年契約の事故歴や事故内容、保険の使用回数に応じて、ご契約ごとに等級が設定されます。等級には、それぞれ係数が設定されており、保険料の算出に使用されます。事故がないと翌年の等級は1つ上がり、事故で保険を使った場合、下記Q & Aのとおり、翌年の等級が下がります。なお、等級は1等級から20等級まであります。詳細は当社事故担当者までご照会ください。

Q 事故有り等級制度とは何ですか？

A 7等級以上の等級については、前年以前の契約の事故歴に応じて「事故有」の係数が適用されるご契約と、「無事故」の係数が適用されるご契約に分かれます。同じ等級でも「事故有」の係数が適用されるご契約の保険料は、「無事故」の係数が適用されるご契約の保険料に比べて高くなります。

前年度無事故の方
(16等級からアップ)

17
等級

同じ等級でも
保険料が異なる



前年度事故有りの方
(20等級からダウン)

17
等級

Q 事故で保険を使用した場合に等級はいくつ下がりますか？

A 事故で保険を使用した場合には**原則として3等級下がります**。ただし、事故形態によっては1等級下がる場合やノーカウント(等級が下がらない)の場合もあります。

【3等級ダウン事故の例】

- 他人にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故
- 他人の車にぶつかってしまい、対物賠償保険金が支払われる事故
- 自宅の門扉にぶつけてしまい、車両保険金が支払われる事故

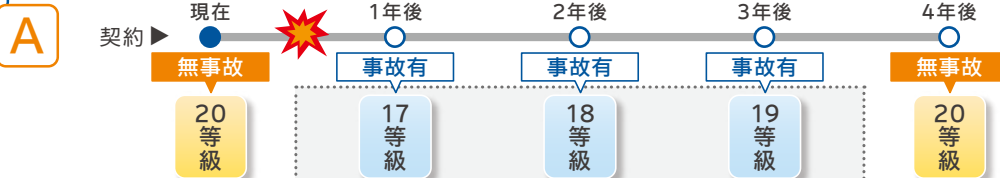
【1等級ダウン事故の例】

- お車が盗難に遭い、車両保険金が支払われる事故
- お車走行中に飛び石被害に遭い、車両保険金が支払われる事故
- お車が落書きされ、車両保険金が支払われる事故

【ノーカウント事故の例】

- 自転車同士で接触し個人賠償責任特約の保険金が支払われる事故
- 原付で他人と接触しファミリーバイク特約の保険金が支払われる事故

Q 事故有り係数の適用期間は何年ですか？



現在のご契約で3等級ダウン事故が1回ありますと、3年間が事故有り係数適用期間になります。

■お客さまへのお願い

警察への事故の届出をお願いいたします。

人身事故はもちろん物損事故についても、警察への届出が必要です。後日トラブルを防止するためにも警察への事故の届出をお願いします。なお、人身事故の場合には、人身事故であることを正しく届出ください。

相手方とのお約束はしないよう、お願いいたします。(賠償事故の場合)

相手の方から何らかの損害賠償の請求を受けた場合は、お約束される前に、必ず当社事故担当者までご相談ください。ご相談なくお約束をされますと、保険金をお支払いできない場合もありますので、ご注意ください。

責任(過失)割合が発生する場合があります。

交通事故の中には、交差点での出会い頭事故のように、加害者、被害者双方の不注意で起きる事故もあります。双方に不注意(責任)があった場合は、加害者がすべての責任を負うのではなく、それぞれの責任割合に応じてお互いに賠償することになります。なお、双方の責任割合については、道路交通法や過去の裁判例等をもとに判断することになります。

円満解決に向けて

相手の方におケガがある場合は、お見舞いやお詫びなど、できるだけ速やかに誠意ある対応をお願いします。円満な事故解決のための重要なポイントになります。

■ご請求に必要な書類

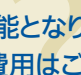
保険金のご請求にあたっては、「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」に定める書類のほか、次の書類のうち、当社が求めるものをご提出いただきます。下記書類はご請求に必要な書類の一例です。

必要となる書類	必要書類の例
(1) 保険金請求書および被保険者または保険の対象であることが確認できる書類	保険金請求書、委任状、住民票、登録事項等証明書 など
(2) 事故の日時・原因および状況などが確認できる書類	事故発生状況報告書 など
(3) 当社が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	見積書、写真 など
(4) 病院や警察など、書類の取り寄せや調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など
(5) ご契約者または被保険者が負担した費用が確認できる書類	領収書(原本) など

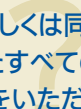
上記書類の他に、交通事故証明書やレントゲン写真など、お客さまの同意に基づき、各公的機関から直接取り付ける書類もございます。詳細につきましては、事故担当者までお問い合わせください。
＜＜ご注意＞＞ 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

■お客さまにご確認いただきたいこと

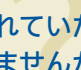
以下の内容に該当されるお客さまは、ご契約内容によって、保険金をお支払いできる場合がございますので、当社事故担当者へご連絡ください。ご契約の詳細内容につきましては、マイページをご確認ください。ご不明な点がございましたら、当社事故担当者までご照会ください。なお、マイページのご活用方法はP.4をご覧ください。

 **お車が走行不能となり
ご負担された費用はございませんか？**

ロードアシスタンス特約にご加入いただいている場合、レッカー費用の他に実際にかかった宿泊費用^(注)、移動費用^(注)をお支払いできる場合があります。なお、お支払いには、ご負担された費用(領収書など)が確認できる資料のご提出をお願いいたします。
 (注) 宿泊費用……1名につき1万円限度
 移動費用……1名につき2万円限度

 **運転者の方、もしくは同乗者の方で、
おケガをされたすべての方について
当社にご連絡をいただいていますか？**

ご契約の内容によって、人身傷害保険・搭乗者傷害特約・対人賠償保険等がお支払いできる場合がありますので、おケガをされた方全員について当社事故担当者へお知らせください。また、自動車保険以外に、当社で傷害保険等のご契約をされている場合は、事故担当者までお知らせください。

 **お車に積載されていた物に
被害はございませんか？**

車両身の回り品補償にご加入いただいている場合、保険金をお支払いできる場合がありますので、被害物がございましたら当社事故担当者までお知らせください。

